

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第43号

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (期末手当) 第20条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。 4から6まで <省略> | (期末手当) 第20条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。 4から6まで <省略> |

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第20条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで <省略></p> | <p>(期末手当)</p> <p>第20条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで <省略></p> |

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特</p> | <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特</p> |

| | |
|--|--|
| 定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 | 定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。 |
|--|--|

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (給与条例の適用除外等) | (給与条例の適用除外等) |
| 第6条 <省略> | 第6条 <省略> |
| 2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 | 2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。